

病床転換助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、本県における医療の効率的な提供を推進し、もって、県民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図るため、医療機関の病床の転換に対し、施設の改修、改築及び創設に要する経費について、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）附則第2条の規定並びに病床転換助成事業実施要綱（平成20年10月15日保発第10150002号）及び病床転換助成事業交付金交付要綱（平成20年10月15日厚生労働省発保第1015006号）に基づき、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条第2項に規定する医療法人
- (2) 医療法第7条の規定により病院又は診療所の開設の許可を受けた者（前号に該当する者を除く。）
- (3) 医療法第8条の規定により診療所の開設の届出をした者

(補助対象となる病床)

第3条 補助の対象となる病床は、補助金の交付申請時（補助事業が複数年にわたる場合においては初年度における交付申請時）において使用許可を得ている次の各号に掲げる病床であって、次条各号に掲げる施設に転換するものとする。

ただし、医療と介護の適切な機能分担を図る観点から、介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなお効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号の指定を受けた同法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設をいう。以下「介護療養病床」という。）から次の各号に掲げる病床へ一旦移行し、一定の期間を経ずして次条各号に掲げる施設に転換する次の各号の病床は除く。

- (1) 医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床（介護療養病床を除く。）
- (2) 医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床のうち、前号に規定する療養病床とともに、同一病院又は同一診療所内にあり、当該療養病床とともに転換を図ることが合理的であると考えられるもの

(補助対象となる施設)

第4条 補助の対象となる転換先の施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- (1) 介護医療院
- (2) ケアハウス
- (3) 介護老人保健施設
- (4) 有料老人ホーム（居室は原則個室とし、1人当たりの居室の床面積が概ね13㎡以上であるもので、かつ、介護保険制度における利用者負担第3段階以下の者でも入居可能な居室を確保しているものに限る。）
- (5) 特別養護老人ホーム
- (6) 特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室
- (7) 認知症高齢者グループホーム
- (8) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 複合型サービス事業所
- (10) 生活支援ハウス（離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づくものに限る。）
- (11) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定により登録されている賃貸住宅

(補助対象経費等)

第5条 補助額は、次により算定するものとする。ただし、施設ごとに算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 表の第1欄に定める区分ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して、最も少ない額を選定する。
- (2) 前号により選定した額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を補助額とする。

1 区分	2 整備内容	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
改修	療養病床等を有する病院の躯体ない（壁撤去等）でもと。	転換の対象となる1施設（病院又は有床診療所）における病床数について、転換前の病床数に1床当たり500千円を乗じて得た額（複数年度に亘り行われる病床の転換の場合、前記の額に「当該年度の総事業費/全期」を乗じて得た額）が必要額	補助の対象となる法附則第2条に基づく病床の転換のための施設改修に必要な整備費又は整備請負費及び整備事務費（整備のため必要な事務に要する費用（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設備計監督料等）をいい、整備費又は整備請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助対象とする費用を除き、整備費又は整備請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに認められる費用を含む。）	10/10
改築	療養病床等を有する病院に壊して、新たに施設を整備すること。	転換の対象となる1施設（病院又は有床診療所）における病床数について、転換前の病床数に1床当たり1,200千円を乗じて得た額（複数年度に亘り行われる病床の転換の場合、前記の額に「当該年度の総事業費/全期」を乗じて得た額）が必要額	補助の対象となる法附則第2条に基づく病床の転換のための施設改築に必要な整備費又は整備請負費及び整備事務費（整備のため必要な事務に要する費用（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設備計監督料等）をいい、整備費又は整備請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助対象とする費用を除き、整備費又は整備請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに認められる費用を含む。）	10/10
創設	療養病床等を有する病院に壊さずに、新たに施設を整備すること。	転換の対象となる1施設（病院又は有床診療所）における病床数について、転換前の病床数に1床当たり1,000千円を乗じて得た額（複数年度に亘り行われる	補助の対象となる法附則第2条に基づく病床の転換のための施設創設に必要な整備費又は整備請負費及び整備事務費（整備のため必要な事務に要する費用（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設備計監督料等）をいい、整備費又は整備請負費の2.6%に	10/10

		病床の転換の場合、前記の額に「当該年度の総事業費/全期間の総事業費」を乗じて得た額の範囲が必要と認め	相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、整備費又は整備請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに適当と認められる費用を含む。	
--	--	--	--	--

(補助対象除外)

第6条 次の各号に掲げる費用については、補助の対象としない。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 都道府県における補助事業に要する事務の執行に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用
- (5) その他補助事業に要する費用として適当とは認められないもの

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、病床転換助成事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに知事に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1（1-1））
- (2) 所要額調書（別紙1（2））
- (3) 所要額算出内訳書（別紙1（3））
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の条件は、次の各号に掲げる条件とする。

- (1) 補助事業の内容のうち、次に掲げる事項を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - ア 整備区分
 - イ 設置場所
 - ウ 建物の規模若しくは構造
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。以下同じ。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円（転換事業を実施する者が地方公共団体の場合は50万円）以上の不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて前号に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を知事の定めるところにより、県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

ならない。

- (7) 補助金と転換事業に係る証拠書類の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が、地方公共団体の場合

補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした病床転換助成事業補助金調書(別紙3)を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(転換事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の不動産又はその従物がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が、地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の不動産又はその従物がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (8) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書(第2号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は支社、支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。また、知事に報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (11) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。

(補助金の交付の決定等)

第9条 知事は、第7条に規定する申請書等を受理した場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、通知するものとする。

2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、第7条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、審査の上、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、前条各号に定める条件の他に必要な条件を付けるものとする。

(交付決定前の着手)

第10条 補助事業者が、前条に規定する交付決定前に事業に着手しようとするときは、病床転換助成事業補助金交付決定前着手届(第3号様式)を知事に提出するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 第9条第1項の規定による決定を受けた補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更等の承認の申請)

第12条 補助事業者は、事業計画について変更の承認を受けようとするときは、病床転換助成事業補助金事業計画変更承認申請書(第4号様式)に積算根拠となる書類その他

知事が必要と認める資料を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。
ただし、次の各号に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

(1) 補助対象経費の配分の変更が20%以内のもの

(2) その他知事が軽微な変更と認めるもの

- 2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。以下同じ。）しようとするときは、あらかじめ、病床転換助成事業補助金中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（指示及び検査）

- 第13条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（状況報告）

- 第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

- 第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、病床転換助成事業補助金事業実績報告書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から10日を経過した日）又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、知事に報告しなければならない。

(1) 精算額調書（別紙2（1））

(2) 精算額算出内訳書（別紙2（2））

(3) その他知事が必要と認める書類

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の確定及び交付）

- 第16条 知事は、前条に規定する事業実績報告書を受理した場合において、相当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に書面により通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、病床転換助成事業補助金交付請求書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

- 3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けた場合において相当と認めるときは、補助金を交付する。

（交付決定の取消し等）

- 第17条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第8条各号に掲げる条件又は第9条第3項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。

(2) 第12条及び第14条の規定に違反したとき。

(3) 第13条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- 2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

- 第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。